

旭川医科大学病院児童虐待対応委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学病院児童虐待対応委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院児童虐待対応委員会規程（平成23年旭医大達第99号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略)	(略)
(組織)	(組織)
第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。	第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
(1) 小児科医師 1人	(1) 小児科医師 1人
(2) 整形外科医師 1人	(2) 整形外科医師 1人
(3) 脳神経外科医師 1人	(3) 脳神経外科医師 1人
(4) 救急科医師 1人	(4) 救急科医師 1人
(5) 形成外科医師 1人	(5) 形成外科医師 1人
(6) 外来ナース・ステーション副看護師長 1人	(6) 外来ナース・ステーション副看護師長 1人
(7) 4階西ナース・ステーション副看護師長 1人	(7) 4階西ナース・ステーション副看護師長 1人
(8) 専任リスクマネジャー 1人	(8) 専任リスクマネジャー 1人
(9) <u>医療ソーシャルワーカー</u> 1人	(9) <u>メディカルソーシャルワーカー</u> 1人
(10) 医療支援課長	(10) 医療支援課長
(11) その他委員長が必要と認めた者	(11) その他委員長が必要と認めた者
(略)	(略)

附 則

この規程は、令和7年5月14日から施行し、令和7年5月1日から適用する。

【改正理由】

院内で使用する職名を統一するため、所要の改正を行うものである。